

## 論点に対する回答

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>1. 商業登記に関する論点</p> <p>① 第17回行政手続部会（5月10日開催）において、本人申請の補正率の目標について、委員より、「他の行政手続における補正率を調査の上、補正率1桁台の前半（5%未満ぐらいのレベル）まで下げるべく取り組まれるべき」との指摘があった。補正率が高い理由の分析、目標の再設定、所要の対策の検討をお願いしたい。</p> <p>② 第17回行政手続部会において指摘した通り、本人申請によるオンライン率が殆どゼロである現状を踏まえれば、広範なソフトウェア事業者が開発環境を提供するため、貴省が現状行っている限定的なコミュニティサイトではなく、早急にHP上においてAPI公表すべきである。内閣官房IT総合戦略室（以下、IT室）が定めている、政府全体の方針に従った形でのAPI公表に向けた、工程表の提示をお願いしたい。併せて、現在コミュニティサイトで公表されており、参加企業に提供しているAPI関連資料一式の提出をお願いしたい。</p>

## 【回 答】

- ① 前回のヒアリング後、他の行政手続における「補正」の状況の調査を試みているが、現時点で補正率等の詳細なデータは得られていないところである。他の行政手続において補正（申請や届出の不備）があった場合の対応については、担当者レベルで確認したところでは、不備のあった項目の内容（重要性）によって、職員において確認できる不備であれば申請人に修正を求めるまでもなく処理を進める場合と、重要な情報の不備であれば申請人自身に修正を求めている場合があるとのことであった。そして、不備は添付書面の不備よりも、申請書や届出書の記載内容の不備が多いようである。

一方、商業登記の手続においては、登記の申請に却下事由（商業登記法第24条各号）に該当する不備があった場合において、その不備が補正可能であるものであるときは、直ちにこれを却下することは申請人に酷であり、手続経済の要求に合致しないため、申請人は、登記官が定めた相当の期間内であれば、申請の補正をすることができるとされている（同法第24条柱書き）。そのため、商業登記申請において補正を求める不備については、申請人自身が対応する必要がある。そして、商業登記の申請書に株主総会議事録等の実体法上作成が義務付けられている書面が添付される場合、当該書面の記載が登記申請の添付書面として必要な要素を備えてい

るかについても審査が及ぶことから、添付書面が揃っていても、その記載内容に不備があって補正となる申請が相当数あると考えられる。

以上を踏まえると、商業登記の手続は、性質上、他の行政手続と比較して「補正率」が高くならざるを得ない側面があると考えられる。

仮に、実体法上作成が義務付けられている書面の添付を求めず、登記官の審査を簡略化すれば、他の行政手続のように、申請人に補正を求めるまでもなく処理を進めることも可能となり、補正率を大幅に低減することもできないものではないと思われる。しかし、商業登記の手続において、実体法上作成が義務付けられている書面の添付を求め、厳格な審査を行っているのは、登記官の厳格な審査を経た事項に限り登記簿に記録して公示することで会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資するためであることから、添付書面の大幅な削減等を実施することは困難である。

もっとも、当省も補正率の一層の低減を図ることの重要性を認識し、補正率を低減させるための施策に取り組んでいるところである。そのため、前回のヒアリングでも御説明したとおり、現在、補正原因の分析を実施しており、当該分析結果を踏まえて、所要の対策の実施を検討していきたい。目標の再設定については、2020年3月の補正率の測定結果を踏まえて、検討することとさせていただきたい。

- ② 登記・供託オンライン申請システムでは、現在、システムの安定稼働、情報セキュリティ確保等の理由から、APIにより接続するための仕様書を一般には公開していないところである。

本システムでは、個人情報に加えて、極めて機密性が高い登記識別情報を扱っており、これら機密情報の安全確保が求められているほか、本システムは既に年間2000万件を超える利用があり、民間事業者製ソフトウェアを使用した申請データに起因した申請事件の滞留などのシステム障害も発生している状況にある。

御指摘の件については、これらの状況やリスクを踏まえて、可能な対応方策について、今後、慎重に検討する必要があると考えている。

また、本人申請が少ないという御指摘については、今後、Web方式による申請方法の実現に向けて検討してまいりたい。

なお、後段の「参加企業に提供するAPI関連資料一式の提出」依頼の点については、提示するための手続が必要となることから、別途調整させ

ていただきたい。

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>1. 商業登記に関する論点（続き）</p> <p>③ 第17回行政手続部会において、貴省は「申請内容の非改ざん性の証明は電子証明書でなければ不可能」と回答されているが、IT室のガイドラインにおいては、申請内容の改ざん防止方法として、「電子署名を用いた対策例」と並んで「認証を主に用いた対策例」（例えば、申請元（アクセス元）を認証した上で、当該申請者の申請内容を証跡として保管する。（※送受信中の改ざんに対しては暗号通信により対処）等）が記載されおり、電子証明書によらなくとも可能との見解が示されている。</p> <p>特に、年間手続件数が多い役員変更登記等については、ID・パスワード方式を検討すべきではないかと考えられる。上記の技術的な点をIT室と議論・調整のうえ、改めての回答をお願いしたい。</p>

**【回 答】**

③ 御指摘の「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」における認証を主に用いた場合と電子署名を用いた場合の申請内容の改ざんのおそれに対する対策例についての記載は確認したところである。その上で、同ガイドラインの記述にもあるとおり、商業登記についてのシステムの設計に当たっても、脅威に対する有効性に加え、利用・運用コスト、性能等を含む総合的な観点から対策を合理的に選択する必要があるものと考えている。

商業登記のオンライン申請については、申請書の電磁的記録に加えて添付書面の電磁的記録の提出を求める必要があり、添付書面の電磁的記録の提出に当たっては、当該添付書面の作成者の認証と作成後の非改ざん性の担保のために各作成者の電子署名の付与を求めている（商業登記規則第102条第2項）。添付書面の中には申請者である法人代表者が作成者となる書面が多く、添付書面に法人代表者の電子署名を求めることになるので、仮に申請の場面でID・パスワード方式を採用したとしても、申請者に対して二重の負担を課すことになり得る（添付書面が法人代表者のみが作成者となるもののみである場合、当該代表者は添付書面に付与した電子署名を申請の場面でも利用することができる。）。これらについては、商業登記における真実性の確保の要請、利用者の負担等の総合的な観点から適

切な設計を検討する必要があると考える。

そして、前回のヒアリングにおいても回答しているとおり、商業登記電子証明書の普及促進は、成長戦略において決定されている施策である法人設立手続のオンライン・ワンストップ化と併せて取り組まなければならない施策である。今後、商業登記電子証明書がオンライン申請の障害にならないよう、商業登記電子証明書をオンライン請求できるようにするなどの利便性の向上も実施する予定である。そして、商業登記電子証明書の取得が一般的となれば、登記申請の手続においても、特段の負担感は感じられないようになると考える。

御提案のID・パスワード方式の導入は、商業登記電子証明書の普及促進策の効果も見つつ、各種登記に応じたリスク評価も含めて、総合的な観点から慎重に検討していくべき課題であると考えている。

論 点	<p>1. 商業登記に関する論点（続き）</p> <p>④ 電子公告の制度について、現状においては、コスト面（官報公告が3万円である一方、電子公告（調査委託料）が約8万円）が障害となって、電子化が進まないと考えられる。最近のIT技術の進展を踏まえれば、公共サーバーでなくとも、民間のプラットフォームを活用する等、官報公告と同額かそれ以下になるように、電子公告の制度の見直しを検討すべきではないか（民間プラットフォームの利用にあたり、技術的な課題（セキュリティの基準等）があるという場合には、その点を具体的にご説明下さい）。</p>
-----	---

【回 答】

④ 官報や日刊新聞紙による公告は、それらが通常の販売の流れに従って印刷され、頒布されれば、事後的にその内容を改変することが事実上不可能である。他方で、電子公告は、サーバに記録されたデータの書換え等の可能性があるため、ある時点において掲載されていた内容と、他の時点で掲載されていた内容とが同一である保証がない。また、電子公告に中断（サーバのダウン等により公告事項がウェブサイトに掲載されない期間が生じたり、内容が改ざんされたりする事態をいう。）が生じた場合であっても、中断が生じた時間が公告期間のうち一定の割合を超えなければ、電子公告はなお有効とされる救済措置が設けられている。

そこで、電子公告調査においては、公告主体以外の第三者をして、コンピュータを使用して自動的に、電子公告が掲載されているウェブサイトアクセスさせ、当該公告が掲載されていること及びその内容に改変がないことを確認させることで、電子公告が実施された事実を立証することとされている。また、第三者が少なくとも一定時間ごとの公告の掲載の有無を記録することで、その結果から、中断が生じた場合の中断期間を推定することができることとされている。

なお、電子公告制度の導入時には、公告ウェブサイトの運営主体を、公告内容の改ざん防止設備・保存設備に関して法令上の要件を備えた者に限定するという方法も考えられたが、確実性や競争政策上の要請等の相反する要請があるため法令上適切な要件を定めることが困難であること及び公告ウェブサイトの運営主体を制限しても、いかなる電子公告が行われていたかという争いが完全に消滅することは期待できないことから、かかる方法が採用されなかったという経緯がある。

このように、現行の調査機関による電子公告調査は公告が実施された事実の証明等のための手段として合理性を保持しており、制度開始以来、会

社法及び他の法令に基づく公告について広く利用されていることから、制度を変更することによる影響も大きい。したがって、会社法上の電子公告調査を不要とすることは困難である。他方で、会社法は、電子公告調査に係る費用に関する規律は設けておらず、また、電子公告調査を効率的に行うための民間における自発的な取組等を制限するものでもない。そのような取組として、民間のプラットフォーム等の利用が検討され、それによってより低コストで電子公告及び電子公告調査が行われるということであれば、そのことが否定されるものではない。

重点分野	商業登記等																						
省庁名	法務省																						
論点	<p>2. 定款認証の簡素化について</p> <p>⑤ 定款認証制度創設時から今日に至るまでの、定款認証手数料の価格の推移をご教示ください（現在の認証手数料は5万円）。</p> <p>⑥ 公証人が標準的な定款の認証を行うのに要する平均的な所要時間をご教示願います。</p> <p>⑦ 定款認証業務が公証人の実働時間に占める割合及び公証人の収入に占める割合について、概数でよいのでご教示願います。</p>																						
<p><b>【回答】</b></p> <p>⑤ 定款認証制度は、昭和13年の商法改正（昭和14年施行）により導入されましたが、その手数料額の推移は、次のとおりです。</p> <table> <tr><td>昭和14年</td><td>15円</td></tr> <tr><td>昭和21年</td><td>50円</td></tr> <tr><td>昭和22年</td><td>200円</td></tr> <tr><td>昭和23年</td><td>600円</td></tr> <tr><td>昭和36年</td><td>1000円</td></tr> <tr><td>昭和41年</td><td>1500円</td></tr> <tr><td>昭和46年</td><td>3000円</td></tr> <tr><td>昭和49年</td><td>10000円</td></tr> <tr><td>昭和52年</td><td>20000円</td></tr> <tr><td>昭和57年</td><td>40000円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>50000円</td></tr> </table> <p>⑥ 公証人が定款の認証を行うのに要する平均の所要時間は、次のとおりです（本年1月に日本公証人連合会が全国の公証人に対して行った調査結果に基づくものです）。</p> <p>なお、所要時間は、公証人が嘱託人から相談を受けてから定款を認証するまでの時間であり、その中には、公証人が、相談、定款原案の確認、文献等の調査、定款原案の修正に関する嘱託人との間のやりとり、公証人の面前でのやりとり等に要する時間が含まれます。</p> <p>株式会社の定款認証：2時間18分</p>		昭和14年	15円	昭和21年	50円	昭和22年	200円	昭和23年	600円	昭和36年	1000円	昭和41年	1500円	昭和46年	3000円	昭和49年	10000円	昭和52年	20000円	昭和57年	40000円	平成5年	50000円
昭和14年	15円																						
昭和21年	50円																						
昭和22年	200円																						
昭和23年	600円																						
昭和36年	1000円																						
昭和41年	1500円																						
昭和46年	3000円																						
昭和49年	10000円																						
昭和52年	20000円																						
昭和57年	40000円																						
平成5年	50000円																						



一般社団法人の定款認証：3時間07分

一般財団法人の定款認証：3時間34分

⑦ 定款認証業務が公証人の実働時間に占める割合及び公証人の収入に占める割合について、概数でよいのでご教示願います。

(1) 定款認証業務が公証人の実働時間に占める割合  
公証人の事件処理に要する時間の、約4分の1を占めています。

(2) 定款認証業務が公証人の収入に占める割合  
約3割を占めています。

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>2. 定款認証の簡素化について（続き）</p> <p>⑧ 我が国と同様のラテン系の公証人制度を有するフランス（マカロン法）やイタリア（スタートアップ企業のデジタル手続）等においても、手数料引下げや手続不要化等の動きがある。また、我が国においては、産業競争力強化法において創業者に対する登録免許税が半減となっている。こうした状況において、貴省においても、創業者の金銭的な負担を軽減し、オンライン利用を促進する観点から、少なくとも、公証人手数料の引下げ等を早急に検討すべきではないか。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>⑧ 起業環境向上の観点から、定款認証をより適正、迅速、効率的な制度とすることは、極めて重要である。</p> <p>定款認証制度の改善については、未来投資戦略2018において、その方向が示され、平成30年度中にテレビ電話等による定款認証を可能とし、令和2年度中に、定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象に、24時間以内に設立登記が完了する取組を全国実施すること等が閣議決定されている。本年3月29日からは、テレビ電話等を利用した、完全オンラインでの定款認証が可能になるなど、その内容は、着実に実施されている。</p> <p>また、昨年11月30日から、定款認証を行う際に、設立される株式会社等の実質的支配者を申告させる制度が始まり、この施策は、本年夏から開始するFATF審査における、法人の透明性に関する評価項目の評価向上に向けた取組ともなっており、国際的要請に応え、企業活動を行うための法的インフラの整備に資するものである。</p> <p>オンラインの利用促進の観点からの、ラテン系の公証人制度を有する諸外国の対応は様々であるが、例えば、ドイツにおいては、日本と同様に、公証人による定款認証が行われており、テレビ電話の導入等が検討されているようである。</p> <p>このように、定款認証については、国際的な動向も注視しながら、様々な取組を実施しているところであり、上記閣議決定された施策の令和2年度中の実施に向けて、公証人の費用負担により運営・管理されている電子公証システムの改修を含め、取組が行われている。</p> <p>このような状況の中で、上記システム改修を含めた、オンライン化等の新たな施策実施のための原資ともなっている手数料の引き下げについては、慎</p>	

重な検討が必要である。

# 公証人による定款認証手続

## オンライン化・国際化時代における定款認証

### 政府方針

- 未来投資戦略2018（平成30年6月閣議決定）
  - ・ マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。
  - ・ 株式会社の設立手続に関し、一定条件の下、本年度中にテレビ電話等による定款認証を可能とし、平成32年度中に、定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象に、24時間以内<sup>※</sup>に設立登記が完了する取組を全国実施する。今後とも、より効果的かつ効率的な定款認証手続の実現及び利便性の向上に努める。

### 国際的な動向

- 「FATF審査における法人の透明性に関する評価項目の向上に向けた取組」  
国際機関であるFATF（金融活動作業部会）の勧告等において、資金洗浄防止やテロ資金対策の観点から、法人の実質的支配者を把握することが求められており、それに応えるため、法的インフラとしての機能を果たしている公証人を活用した取組を開始。  
→ 具体的には、株式会社等の設立時の定款認証手続において、公証人が嘱託人に対して、設立される会社の実質的支配者を申告させる制度を開始。  
公証人は、申告された者の実質的支配者該当性を確認するとともに、その者が暴力団員又は国際テロリストに該当するかどうかも併せて確認する必要がある。

### 手数料の推移

- 昭和13年の商法改正（昭和14年施行）により導入

昭和14年	→	15円
昭和21年	→	50円
昭和22年	→	200円
昭和23年	→	600円
昭和36年	→	1,000円
昭和41年	→	1,500円
昭和46年	→	3,000円
昭和49年	→	10,000円
昭和52年	→	20,000円
昭和57年	→	40,000円
平成5年	→	50,000円（現行）

定款認証業務

紙定款の認証

電子定款の認証

定款認証の嘱託件数のうち、約9割がオンラインを利用した電子定款の認証手続となっている。

公正証書の作成等

公証人が1日に行う業務のうち、約4分の1は定款認証業務が占めている状況にある。

実質的支配者の申告制度の導入等、国際的要請(FATF勧告等)への対応により、定款認証業務に要する時間及び公証人への負担が増加。  
(平成30年11月開始)

政府方針を受け、公証人の面前行われていた手続がテレビ電話等で可能となり、フルオンライン化が実現。  
(平成31年3月開始)

## 今後の取組

- 令和2年度中に政府方針で定められた取組を実施するため、電子公証システム(※)を改修。
  - 政府方針に具体的に定められた取組のほか、「今後とも、より効果的かつ効率的な定款認証手続の実現及び利便性の向上に努める」ととされているため、国際的な動向も注視しながら、必要な制度改正及び電子公証システムの改修を実施していく必要がある。  
(※)電子公証システムは、公証人の手数料収入のみにより運用されている。
- ↑  
手数料の引き下げ等については、今後の電子公証システムの改修に必要な経費及び公証人の定款認証業務に係る事務負担の増加等に配慮しながら、慎重に検討していくことが必要。